

第 22 期愛知海区漁業調整委員会

第 8 回 会 議 議 事 録

令和 4 年 4 月 25 日
海区漁業調整委員会委員室

日	時	令和4年4月25日(月)午前10時30分から午前11時00分まで			
場	所	海区漁業調整委員会委員室(西庁舎5階)			
議	題	第1号議案	ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について(諮問)		
		第2号議案	宝石さんごの採捕に関する委員会指示について(諮問)		
		報告事項1	第37回太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について		
		報告事項2	漁業に関する協定について		
		報告事項3	漁業権の一斉切替えについて		
		報告事項4	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について		
出席委員		山下三千男	黒田 勝春	鈴木 惣和	山本 昌弘
		中根 静夫	吉武 正康	小林 俊雄	榊原 満男
		鈴木 輝明	小林 清和	山下 金次	吉田 和広
		岩田 靖宏			
事務局職員			書記長	鈴木 照夫	
			主査	黒田 拓男	
			非常勤職員	井上 容子	
農業水産局	水産振興監			岡田 元	
	水産課		課長	岡本 俊治	
	"		担当課長	柴田 晋作	
	"		課長補佐	堀木 清貴	
	"		課長補佐	原田 誠	
	"		主査	市來 亮祐	

事務局（鈴木）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、報告事項1から4の以上8種類でございますが、報告事項2につきまして、一部修正点がみつかりましたので、机上の報告事項2に差し替えをお願いいたします。過不足等はございませんでしょうか。</p> <p>〔資料確認〕</p> <p>それでは、ただ今から第8回愛知海区漁業調整委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（山下三千男）	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>第8回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、年度始めのお忙しいところ、御出席いただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案2件、報告事項4件が上程されております。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。</p>
事務局（鈴木）	<p>ありがとうございました。年度が替わり、事務局に人事異動がありましたので、異動がありました職員を事務局から紹介させていただきます。</p> <p>海区漁業調整委員会主査の黒田 拓男でございます。なお、黒田は水産課漁業調整グループとの兼務になります。</p> <p>一般職非常勤職員の井上 容子でございます。</p> <p>最後に私、書記長の鈴木 照夫でございます。以上、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、岡田水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>

<p>水産振興監</p>	<p>第8回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、年度始めの大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>また、日頃は本県の水産振興に御理解、御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>さて、4月の人事異動で事務局職員の変更がございましたが、水産課は引き続きのメンバーでございますが、気持ちをフレッシュにして、取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>さて、ゴールデンウィークも目の前に迫ってまいりました。今年は潮回りもよく潮干狩りにも来ていただけるかと期待しておりますが、先日4月19日の貝毒検査で蒲郡地区のサンプルからわずかながら数値が検出されました。</p> <p>貝毒プランクトン調査では原因プランクトンはわずかに見られるのみで、担当も首をひねっておりますが、念のため、今週、蒲郡・豊橋地区のみ確認検査を行うこととしており、明日その結果が出ますので、漁協さんを通じて結果をお知らせしてまいります。</p> <p>本日は、会長の御挨拶にもありまして、議案2件、報告事項4件と伺っております。委員の皆様におかれましては慎重な御審議をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。</p>
<p>事務局（鈴木）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員15名のうち、13名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、山下会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>会長（山下三千男）</p>	<p>私が議長を務めますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、黒田委員、</p>

事務局（黒田）

岩田委員にお願いいたします。

ただ今より議事に入ります。

第1号議案の「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。

第1号議案「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」を御説明いたします。

資料4ページを御覧ください。

こちらが現在発動中の「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示」でございます。

遊漁者によるひき縄釣につきましては、愛知県は、伊勢湾・三河湾及び渥美外海での漁業実態と、遊漁者によるひき縄釣の実態を考慮したうえで、令和2年12月に施行された改正漁業調整規則の中で、渥美外海沖合の距岸10海里以遠の海域について規制解除しております。

一方で、漁業者、遊漁者等で構成される会議においては、「全面的な規制解除には反対であり、規制解除する場合は、漁業者とのトラブルが発生しないような対策を求める」という意見もありました。

そういった意見を踏まえまして、遊漁者によるひき縄釣の委員会指示による承認制の導入について、令和3年2月18日開催の当委員会にて御協議・御審議いただきましたところ、承認をいただきましたので、令和3年3月5日に初めて指示を発動した次第であります。

資料6ページを御覧ください。こちらが令和3年度の当委員会による遊漁者によるひき縄釣り承認実績です。

承認5件のうち、1件につきましては荒天により大会中止となりました。大会は6月から9月にかけて開催されており、1大会あたりの参加隻数は最大で14隻でした。また、採捕された魚種はクロカジキのみでありました。

開催された大会では、特に漁業者とのトラブルは発生せず、円滑に行われたと聞いております。

	<p>この委員会指示は、令和4年5月31日に有効期限を迎えます。</p> <p>今後も、漁業者と遊漁者とのトラブルを未然に防ぎ、海面の円滑な利用を図るため、委員会指示を継続してまいりたいと考えております。</p> <p>それでは、資料1ページにお戻りください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。</p> <p>内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和4年6月1日から令和5年5月31日まで1年間更新するものです。また、公報登載日は5月27日を予定しております。</p> <p>それでは、指示案を朗読させていただきます。</p> <p>(指示案朗読)</p> <p>なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願いたします。</p>
会長 (山下三千男)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員 (多数)	<p>(異議なし)</p>
会長 (山下三千男)	<p>異議なしの声があったので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手願います。</p>
委員 (全員)	<p>(挙手全員)</p>

<p>会長（山下三千男）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「ひき縄釣による水産動物の採捕に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に第2号議案の「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局（黒田）</p>	<p>第2号議案「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」を御説明いたします。</p> <p>資料3ページを御覧ください。</p> <p>こちらが現在発動中の「宝石さんごの採捕に関する委員会指示」でございます。</p> <p>宝石さんごの採捕に関する指示につきましては、水産庁から、宝石さんごの漁獲実態のない海区においても、一般採捕を禁止する内容の委員会指示発動を検討するようとの技術的助言を受け、当委員会で御協議、御審議いただきましたところ、本県漁場保全の観点からも採捕禁止の指示を発動すべきと承認をいただきましたので、平成28年6月1日に初めて指示を発動いたしました。</p> <p>この委員会指示は令和4年5月31日に有効期限を迎えます。</p> <p>本県海域でのサンゴ漁業の実態はありませんが、本県外海は宝石さんごの推定生息域とされていますので、今後も漁場保全のため委員会指示を継続してまいりたいと考えております。</p> <p>資料1ページを御覧ください。今回、御審議いただきます指示案を示しております。</p> <p>内容は現指示文書から変更はなく、指示の有効期間を令和4年6月1日から令和5年5月31日まで1年間更新するものです。また公報掲載日は5月27日を予定しております。</p> <p>それでは、指示案を朗読させていただきます。</p> <p>（指示案朗読）</p>

	<p>なお委員会指示の告示文につきましては、今後、県法規担当部局への協議を行ってまいります。内容に影響のない修正につきましては、県法規担当部局の指導に従ってまいりますので、御了承願います。</p> <p>以上でございます。御審議よろしくお願いたします。</p>
会長（山下三千男）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員（多数）	<p>（異議なし）</p>
会長（山下三千男）	<p>異議なしの声がございましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p>
委員（全員）	<p>（挙手全員）</p>
会長（山下三千男）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、第2号議案「宝石さんごの採捕に関する委員会指示について」は原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に報告事項1の「第37回太平洋広域漁業調整委員会の会議結果について」水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（原田）	<p>3月8日に、第37回太平洋広域漁業調整委員会が開催され、本県から鈴木委員が出席されました。なお、今回は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの開催となりました。</p> <p>それでは、お手持ち資料の1ページを御覧ください。</p> <p>今回の委員会では3つの議題について、協議が行われましたが、本県に関わりのある議題1の太平洋クロマグロの遊漁に関する委</p>

員会指示について報告させていただきます。／

現在、遊漁によるクロマグロの採捕は、太平洋広域漁業調整委員会指示に基づいて令和3年6月から管理が開始されていますが、令和4年5月末で現在の指示の有効期間が終了します。そのため、今回の委員会指示は、その後継措置として発出されるものです。資料の下線部は今回の指示から新たに追加される内容になります。

指示の内容について、30キログラム未満の小型魚は、遊漁者による採捕が引き続き禁止されます。／

30キログラム以上の大型魚は、引き続き重量等を水産庁へ報告する必要があります。／

そして、今回から新たに1人1日あたり1尾までという保持尾数の制限が追加されます。加えて、期間ごとで採捕しても良い数量を定めて管理が行われます。その数量を超える恐れがある場合には、その時期末までの採捕が禁止されます。／

また、指示の有効期限が、令和4年6月1日から令和5年3月末までとなっており、クロマグロのTAC管理期間に合わせて、変更されております。／

なお、この太平洋広域漁業調整委員会指示第41号については、出席委員全員の賛成により議決され、委員会開催同日の3月8日付けで発出されております。／

2ページ以降に参考として会議資料から抜粋した委員会指示の概要と委員会指示案を添付しております。

以上で報告を終わります。

会長（山下三千男） ありがとうございます。

／鈴木委員、この報告について、ご意見などありましたらお願いします。

委員（鈴木輝明） 特にありません。

会長（山下三千男） ありがとうございます。

<p>水産課（市來）</p>	<p>次に報告事項2の「漁業に関する協定について」水産課から説明をお願いします。</p> <p>報告事項2「漁業に関する協定について」報告いたします。</p> <p>まず始めに、「第10回資源専門委員会について」報告いたします。表紙をめくりまして、資料1ページを御覧ください。</p> <p>愛知県と三重県とで締結した「漁業に関する協定」第11条に基づき設置されている資源専門家委員会は、両県で交互に委員会を開催することとなっております。令和3年度は本県で開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面の会議を中止し、書面開催といたしました。開催方法につきましては、各委員に適用海域における相互に関心のある水産資源について資料を送付し、提出された意見を集約することで情報交換をいたしました。</p> <p>適用海域における相互に関心がある水産資源については、トラフグやイカナゴ等の資源状況に対し、両県委員から意見が寄せられました。</p> <p>クルマエビについては、近年、漁獲量に大きな変動はなく、資源状況は安定しており、今後も現状の漁獲圧や種苗放流を維持する必要との意見がございました。また漁模様について、前年に続き、比較的豊漁であったとの報告がございました。</p> <p>フグ類については、トラフグは、はえ縄、外海底びき網ともに不漁であり、また、サバフグによる漁具被害が発生したと報告がございました。また、種苗放流は一定の効果があると思われるので、今後も継続が望まれるとの意見がございました。</p> <p>イカ類については、ヤリイカは前年に続き不漁であったと報告がございました。また、ヤリイカ資源の保護のため禁漁区を設ける取り組みは引き続き実施されており、この様な取り組みは継続が必要との意見がございました。</p> <p>その他の魚種について、イカナゴは漁業者の協力により休漁が行われておりますが、資源は回復していないとの報告がございました。</p>
----------------	---

た。また、資源状況は依然厳しい状況であります。水産試験場では今後も調査を継続し、回復の条件を検討していくとの意見がございました。

また、その他の意見として、燃油高騰の影響を懸念する意見がございました。

次回開催につきましては、三重県での開催を予定しております。開催の時期につきましては、今後両県で調整を進めてまいります。

なお、書面開催の結果は水産庁にも報告してございます。

資料2ページには委員名簿を載せてございます。

続きまして、「漁業に関する協定の委員について」報告いたします。

資料3ページを御覧ください。

漁業に関する協定第10条に基づく紛争処理委員会の名簿を載せてございます。今回、委員に変更がありましたので御報告いたします。なお、名簿には変更のあった箇所を下線を引いてございます。

愛知県の委員に変更はございません。

三重県の委員では、県水産行政職員が南 勝人(みなみ まさと)委員から森田 和英(もりた かずひで)委員に変更がございました。

資料4ページを御覧ください。

漁業に関する協定第11条に基づく資源専門家委員会の名簿を載せてございます。こちらの名簿も、変更のあった箇所を下線を引いてございます。

愛知県の委員では、県水産行政職員が、白木谷 卓哉(しろきやたくや)委員から原田 誠(はらだ まこと)委員に変更がございました。また、組織改編に伴い、グループ名が環境・栽培グループから資源・栽培グループに変更となっております。

三重県の委員では、県水産行政職員の勝田 孝司(かつだ こうし)委員の職名に変更がございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

<p>会長（山下三千男）</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>質問等もないようですので、次に報告事項3の「漁業権の一斉切替えについて」水産課から説明をお願いします。</p>
<p>水産課（堀木）</p>	<p>報告事項3「漁業権の一斉切替えについて」御報告します。</p> <p>現在、免許している漁業権が令和5年に存続期間の満了を迎えることから、本年度から漁業権の切替えに向けた事務を進めて参ります。</p> <p>本日は、本県の漁業権免許の状況と今後のスケジュールについて御報告します。</p> <p>資料1ページ 1 漁業権の種類を御覧ください。本県で免許している漁業権には、(1)共同漁業権と(2)区画漁業権がございます。</p> <p>まず、共同漁業権とは一定の水面を利用して営む漁業権です。第一種は貝類や藻類など定着性の水産動植物を目的とする漁業でアサリ漁業、テングサ漁業、ナマコ漁業等が該当します。第二種は網漁具を移動しないように敷設して営む漁業で角建網漁業、磯建網漁業等が該当します。第三種はつき磯漁業や地びき網漁業が該当します。</p> <p>次に区画漁業権とは一定の水面において養殖業を営む漁業権です。第一種は施設を敷設して営む養殖業でノリ養殖、ワカメ養殖、カキ養殖などが該当します。</p> <p>次に2 漁業権免許状況を御覧ください。本年4月1日現在の免許状況を御説明します。</p> <p>免許数は共同漁業権156件、区画漁業権96件であります。</p> <p>また、漁業権の存続期間は共同漁業権にあっては10年、区画漁業権にあっては5年であり、両漁業権とも令和5年8月31日に期間満了となります。</p> <p>3 主なスケジュールを御覧ください。本委員会に関係するとこ</p>

ろをゴシックで示しております。

本年5月：県内各地区で漁協担当職員向けの会議を開催し、免許方針やスケジュール等を説明します。

8月：漁協に出向き漁業権に関する要望等を聞き取ります。

11月：要望調査等を踏まえて漁業権の内容となる海区漁場計画案を作成いたします。

翌年1月：海区漁場計画案について、海上保安庁等関係官庁と協議をいたします。

3月：協議の整った海区漁場計画案について、当委員会に意見をお聴きします。

4月：当委員会は公聴会を開催し、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聞き、海区漁場計画案に対する意見をいただきます。

5月：海区漁場計画を決定し、県Webページで公示します。

6月：免許申請を受け付け、申請者の適格性の審査や優先順位付けを行います。

7月：本委員会に申請者の適格性及び優先順位について意見をお聴きします。

これらの手続きを経て、9月、漁業権を免許いたします。

説明は以上でございますが、本委員会への諮問等が間近に迫りましたら、改めてスケジュールの詳細をお示しいたします。また、免許手続きにあっては、漁協等としっかりと調整を図り、本県の漁業生産力を発展させる漁業権を免許できるよう努めて参ります。

以上です。

会長（山下三千男）

ありがとうございました。

ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、次に報告事項4の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について」事務

事務局（黒田）	<p>局から説明をお願いします。</p> <p>報告事項4の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について」御説明いたします。</p> <p>お手元の規程集ファイルの青色の付箋部分をお開きください。こちらが、今回条例改正に伴う一部改正が反映された「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程」でございます。</p> <p>資料の1ページを御覧ください。</p> <p>1の改正の概要でございますが、書面にて申請等を行う旨が規定してある手続きのオンライン化を可能としている「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」が改正されたことに伴いまして、本委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を整理するものでございます。</p> <p>これまでは、書面にて申請等を行う旨が規定してある手続きをオンライン化するためには、別表に当該手続きを規定する規則等の名称及び条項を個別列挙する必要がありました。今回の条例の一部改正は、別表に個別列挙する方式を廃止することにより、別表に規定することなくオンライン化できるようにするものです。</p> <p>2の改正の内容でございますが、条例改正に伴い、不要となった別表の削除及びそれに伴う字句の削除でございます。</p> <p>3の施行期日は、条例改正の施行日に合わせ、令和4年4月1日です。</p> <p>なお、県法規担当課の指導の下、所要の改正につきまして令和4年3月29日付け公報に別添のとおり登載いたしました。</p> <p>以上です、よろしくお願いします。</p>
会長（山下三千男）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の内容につきまして、何か御質問等はございますか。</p> <p>以上で本日予定の議題はすべて終了しました。</p>

これをもちまして第8回委員会を終了します。委員の皆様方、お疲れ様でした。

議 長
委 員
委 員